

人権を尊重する差別のないまち三鷹条例

三鷹市は、これまで基礎自治体として、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれる基本的人権の尊重や法の下での平等、差別の禁止を基調に市民福祉の向上に努めてきた。

国は、基本的人権の尊重の理念の下、自由権、社会権、人種差別撤廃、拷問禁止、女性差別撤廃、子どもの権利等の国際条約を批准しており、また、差別を解消するために個別具体的な法制度を整備してきた。

人権に関わる課題は時代とともに大きく変化している。かつては表面化しづらかった様々な問題が人権侵害として認識されるようになった。家庭、職場、学校、地域、インターネット上など、あらゆる場面において、一人ひとりの個性と自由が最大限に尊重される必要がある。子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、民族・国籍・人種、皮膚の色、社会的身分、門地、思想・信条、性別・性自認・性的指向、障がい、疾病、職業、経歴、年齢などにかかわらず、一人の人間としての権利を尊重されなければならない。三鷹市の施策において人権に配慮することはもちろんのこと、市、市民及び事業者等の協働により、市民の人権に関する意識をさらに高めていくことが重要である。誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きるまちづくりのためには、互いの多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢が不可欠である。

三鷹市は、ここに全ての市民が人権を尊重され、差別のない暮らしやすいまちづくりを進めていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権を尊重する差別のないまちづくりの基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定める。これにより、一人ひとりの人権が尊重され誰もが差別されることのない暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

(市民の権利)

第2条 全ての市民は、差別されることなく、個人として尊重され、地域社会の一員として自分らしく生きる権利を有する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利若しくは非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む個人又は団体をいう。
- (3) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(基本理念)

第4条 一人ひとりが基本的人権への理解を深め、多様性を認め合うことにより、誰もが人権を尊重され、差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。

(権利侵害等の禁止)

第5条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他の社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 民族・国籍・人種、皮膚の色、社会的身分、門地、思想・信条、性別・性自認・性的指向、障がい、疾病、職業、経歴、年齢などを理由とする差別的取扱いをする行為

(2) ハラスメント行為

(3) アウティング行為

(4) 非自発的なカミングアウトを促し、又は自発的なカミングアウトを禁止する行為

(5) 第1号に掲げる事項を理由とする、人間の尊厳を否定する差別的言動

(市の責務)

第6条 市は、第4条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、この条例の目的を達成するために、社会的弱者の声を反映させつつ、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念に基づき、相互に人権を尊重するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動において人権を尊重しなければならない。

(市、市民及び事業者等の協働)

第9条 市は、市民及び事業者等と協働し、人権を尊重する差別のないまちづくりに関する施策を推進する。

(情報収集及び調査研究)

第10条 市は、人権を尊重する差別のないまちづくりの推進に関して、必要な情報収集及び調査研究を行う。

(教育、啓発及び広報活動)

第11条 市は、人権を尊重する差別のないまちづくりの推進に関して、教育、啓発及び広報活動を行う。

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者等による人権を尊重する差別のないまちづくりの推進に関する取組を支援するために、必要な施設等の環境整備を行うとともに、資料収集、提供等の必要な支援を行う。

(行動計画)

第13条 市長は、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に人権施策を実施するため、市の人権を尊重する差別のないまちづくりに関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 市長は、行動計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ第16条に規定する人権を尊重する差別のないまち三鷹審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(相談等及び救済)

第14条 市民又は事業者等は、市内における第5条各号に掲げる行為について、市に相談、意見の申立て又は情報提供をすることができる。

2 市は、前項の相談、意見の申立て又は情報提供に応じ、適切な救済のために市民、事業者等及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

(相談員の設置)

第15条 市長は、前条第1項の相談を受けるため、人権侵害に関する専門の相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、前項の規定による相談があった場合において、必要と認めるときは、当該相談の関係者から説明を求めること及び当該関係者に対し是正の要望、助言等を行うことを市長に対して意見具申することができる。

3 市長は、前項の規定による意見具申があった場合において、当該関係者に対し適切かつ迅速に対応するよう相談員に指示しなければならない。

4 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 相談員は、2人以上とし、差別の撤廃、差別の被害者の救済に取り組んできた専門家のうちから、市長が委嘱する。

6 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(人権を尊重する差別のないまち三鷹審議会)

第16条 この条例による一人ひとりの人権が尊重され誰もが差別されることなく暮らせるまちづくりを総合的に推進するため、市長の附属機関として、人権を尊重する差別のないまち三鷹審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、又は必要と認めるときは、次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

(1) 人権施策の推進に関すること。

(2) 人権に関する相談及び救済に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策に関し市長又は審議会が必要と認めること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する組織し、次に掲げる事項に該当する者を含み、かつ、ジェンダーバランスを考慮したものとする。

(1) 人権問題に具体的に取り組んできた者

(2) 差別被害者の救済に関わった法律実務家・研究者

(3) 様々な属性に関する社会的少数者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和27年三鷹市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条中第68号を第69号とし、第67号を第68号とし、第66号の次に次の1号を加える。

(67) 人権を尊重する差別のないまち三鷹審議会委員

第3条第2項中「第68号」を「第69号」に改め、同条第3項中「及び第65号」を「、第65号及び第67号」に、「第68号」を「第69号」に改める。

第4条第1項中「前条第5項」を「同条第5項」に改め、同項ただし書中「第68号」を「第69号」に改め、同条第2項中「前条第5項」を「同条第5項」に改める。

別表第2中

「

災害弔慰金等支給審査会 会長	27,000 円
委員	25,000 円

」

を

「

災害弔慰金等支給審査会 会長	27,000 円
委員	25,000 円

人権を尊重する差別のないまち三鷹審議会委員	10,000 円
-----------------------	----------

」

に改める。